

社会福祉法人柏崎市社会福祉協議会
一般事業主行動計画

次世代育成支援対策推進法に基づき、全職員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、下記のとおり行動計画を策定する。

記

1. 計画期間 平成28年4月1日～平成30年3月31日までの 2年間

2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、休業中の社会保険料免除などリーフレットにまとめ職員へ制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 平成28年 6月～ 管理職会議における制度の情報提供、協議・課題検討
- 平成28年10月～ 制度に関するリーフレットの作成・配布、管理職を対象とした研修及び社内広報誌、イントラネットなどによる職員への周知

目標2：男女ともに育児休業等を取得しやすい環境作りのため、育児休業取得促進を行うとともに、計画期間内に育児休業の取得率を次の水準以上にする。
男性職員・・・計画期間中に1人以上取得すること
女性職員・・・取得率を85%以上にする

<対策>

- 平成28年11月～ 管理職会議における現況協議・課題検討
- 平成29年 6月～ 職員へのアンケート調査、検討開始
- 平成29年12月～ 管理職会議における次期計画策定のための協議検討

平成28年3月31日策定